

【アメリカ】医療保険改革法成立

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

* オバマ政権の最重要国内政策課題である医療保険改革法が成立した。同法の成否は、政権の今後の求心力と11月の中間選挙の結果に大きな影響があると予想されていた。世論調査の結果では、新しい制度への支持が不支持を上回っている。

医療保険改革法案の背景

アメリカでは国民皆保険がいまだに実現されていない。高齢者を対象としたメディケアや貧困者などを対象としたメディケイド等一部の公的な保険制度はあるが、ほかには民間の医療保険へ加入しなくてはならない。無保険者は4600万人に上るといわれ、リーマンショック以降の経済危機で、さらに増加する傾向にある。失業や、医療保険に加入していても、保険料の上昇に対応できずに、無保険者となるためである。

他方、医療費のGDPに占める割合は17%と先進国の中では高く、医療費の増大が大きな社会問題となってきた。

医療保険改革は、これまでもたびたび試みられてきた。近年で最も大きな改革の試みは民主党クリントン政権時の改革であった。現オバマ政権と同様に議会両院も民主党が多数派であったが、抜本的な改革は実現できなかった。

医療保険改革の必要性については国民に広く共有されているが、政府の関与が強まることや、財政赤字の増大、財源を賄うための増税については根強い反対がある。

法案の審議経過

医療保険改革はオバマ政権の重要政策であるが、政権で法案の原案や基本的な枠組みを提示することはせず、法案の作成を連邦議会に委ねる方針がとられた。

クリントン政権時の改革では、ヒラリー・クリントンを長としたタスクフォースで改革の原案を作成したが、その過程が不透明であるとの批判が強く、議会両院で本会議採決にも持ち込めず廃案となった経験から、法案の成立には議会での法案作成段階からの十分な協議が不可欠との判断によるとされている。

包括的な医療保険改革法案は内容も非常に複雑であり、その論点も多いことから法案作成には膨大な時間を要した。

最終的に下院では、歳入委員会、教育・労働委員会、エネルギー・商務委員会の3つの委員会から主要条項の異なる3法案が下院に報告され、これらを一本化した法案(H.R.3962)が、2009年11月7日に下院を賛成220、反対215で通過した。法案の一本化と下院通過にも時間を要した。賛成した共和党議員は1名のみ、反対した民主党議員は39名であった。39名のうち、共和党が優位な選挙区選出議員は、32名に上る。

上院でも、財政委員会、厚生労働委員会でそれぞれ法案が作成され、これらを一本

化して既に下院を通過した別個の法案に盛り込まれた(H.R.3590)。異例の12月24日の採決で、賛成60、反対39で可決された。上院では完全に党派で賛否が分かれた。

下院通過法案と上院通過法案には主要な条項に大きな相違があるが、調整には両院協議会は開催されなかった。上院通過法案が下院で3月21日に賛成219、反対212で再度可決され、3月23日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-148)。両院の相違点の調整条項は、予算調整法案に盛り込んで成立させた(P.L.111-152)。

オバマ大統領は、2009年9月には法案通過を求めて極めて異例の議会演説を行った。2010年2月25日には、ホワイトハウスに両党の主要両院議員を集めて妥協点を探るためのサミットを行った。その直前に政権としての両院通過法案の調整案を提示した。これは上院通過法案を基にしたものである。しかし、両党の妥協点は見いだせず逆に対立が鮮明となる結果となった。

法案の主要な論点

上院通過法案の主要な条項と論点は次の通りである。

- ・ 予算：議会予算局(CBO)の試算では、今後10年間(2010-2019年度)で上院通過法案の保険拡大等のコストは総額8750億ドルである。また、財政赤字削減額は、1180億ドルとしている。
- ・ 被保険者：合法的な人口の94%が医療保険でカバーされるようになる。
- ・ パブリック・オプション：下院通過法案には政府の関与する新たな公的な医療保険の創設が盛り込まれていたが、上院通過法案には盛り込まれなかった。民主党リベラル派は不可欠としていたが、民主党内の財政保守派と共和党は強く反対していた。オバマ大統領の提案では、上院通過法案の、連邦人事管理局(OPM)の管理する保険プランを全国で誰でも購入できるようにするという制度を支持していた。
- ・ 加入義務：全国民に保険加入を義務付け、加入しない場合は2014年以降罰金を支払わなくてはならない。50人以上の従業員の雇用主が保険を提供しない場合は、1人当たり750ドルの罰金を支払わなくてはならない。
- ・ 不法移民：下院通過法案では、不法移民が医療保険を購入するために連邦の補助金を受け取ることを禁止しているが、自らの資金で保険取引制度に参加して医療保険を購入することは妨げない。上院通過法案では、保険取引制度に参加できない。
- ・ 中絶：下院通過法案では、レイプや母体が危険な場合を除き、連邦からの補助金が中絶に使われることは禁止している。上院通過法案では、保険取引制度で提供される保険は、中絶費用をカバーしなくてもよいとしている。

参考文献

- ・ Alex Wayne and Kathleen Hunter, "Rough Road Ahead for Overhaul," *CQ Weekly*, November 16, 2009, pp.2660-2663.
- ・ Alex Wayne and Adriel Bettelheim, "Tight Maneuvering on the Hill," *CQ Weekly*, March 1, 2010, pp.492-495.